



## Q & A



### 質問

### 回答

▼ウィッグは「医療用」に限られますか。	がん治療や疾病等に伴う脱毛により必要となったウィッグであれば、医療用のものに限らず申請できます。胸部補整具等、他の対象品目に関しても同様です。
▼部分ウィッグ（ヘアピース）は助成対象となりますか。	助成対象となります。
▼5年前に乳房切除手術をしました。今回新たに補整下着を購入する場合は申請できますか。	手術や治療を行った日にかかわらず、購入（レンタル）日の翌日から1年以内であれば申請できます。
▼本人確認書類について、マイナンバーカードも運転免許証も持っていないのですが。	運転経歴証明書やパスポートでも有効です。顔写真がない証明書類しか持っていない場合は、2点必要になります。詳しくはお問い合わせください。
▼がん治療を開始していますが、まだ脱毛は始まっていません。現時点で申請できますか。	脱毛が始まる前であっても、脱毛の副作用がある抗がん剤の投与や放射線治療を開始していれば、申請できます。
▼振込先の口座は、任意のものを指定してよいですか。	申請者の口座である必要があります。
▼代理で申請することは可能ですか。	可能です。ただし、委任状が必要となるほか、領収書の宛名、本人確認書類、振込先口座が、代理申請者様ご本人の名義である必要があります。ご不明な場合は事前にお問合せください。 なお、対象者（患者）が18歳未満である場合は保護者が申請者となり、委任状は不要です。
▼他の制度で助成などを受けている場合でも申請できますか。	申請できません。 例えば弾性着衣であれば、保険適用となる場合は申請できません。またエピテーゼであれば、治療用装具療養費や補装具費支給制度の対象となる場合は申請できません。
▼購入費用には、消費税や送料、振込手数料は含まれますか。	購入（レンタル）費用には消費税を含みます。送料や振込手数料は含まれません。
▼以前に12万円のウィッグを購入し、10万円の助成を受けましたが、申請できますか。	一人あたりの助成上限額（10万円）に達しているため、申請できません。がんの再発等の場合でも同様です。
▼本制度が拡充される前（令和8年3月以前）に、1回の申請で補整下着2枚、計2万円分の助成を受けました。当時は個数上限（2個）に達していましたが、新たに申請できますか。	あと1回限り、8万円を上限に申請ができます。
▼本制度が拡充される前（令和8年3月以前）に、2回の申請で、補整下着を1枚ずつ、計2万円分の助成を受けました。新たに申請できますか。	助成回数上限（2回）に達しているため、申請できません。
▼脱毛症であり、本制度が拡充される前（令和8年3月以前）にウィッグを購入しましたが、申請できますか。	購入（レンタル）日の翌日から1年以内であれば申請できます。例えば令和7年9月1日に購入（レンタル）した場合、令和8年9月1日までであれば申請できます。